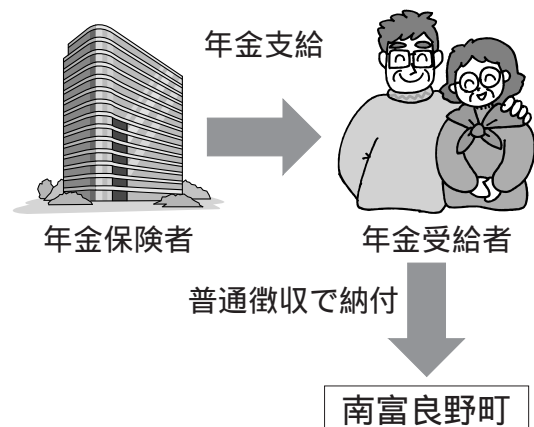
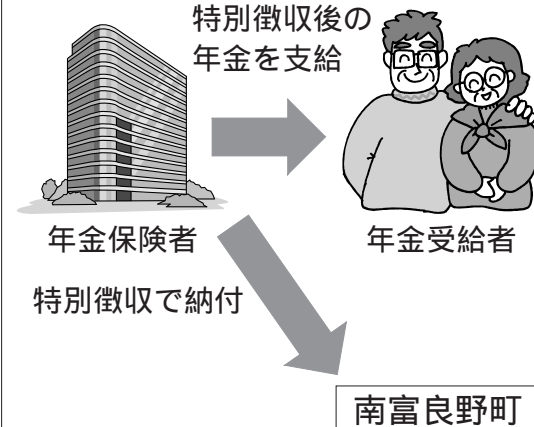


町・道民税の納付方法

【これまで】



【平成21年10月から】



徴収の方法

今まで、公的年金等の所得にかかる町・道民税は、7月・10月・12月の3回の普通徴収により納めていましたが、特別徴収が始まると、年金支給月の4月・6月・8月・10月・12月、翌年の2月の6回で公的年金から引き落とされます。

なお、年金所得以外の所得にかかる町・道民税は、今までどおりの方法（納付書または口座振替）で納めることになります。

□公的年金所得にかかる町・道民税の年税額が60,000円の方の例
（金額は実際の税額と異なります）

平成21年度の徴収方法

特別徴収は、平成21年10月支給分の年金から開始になりますので、それ以前の7月は普通徴収で納めます。

平成21年度	年税額	7月	10月	12月	2月
		普通徴収（納付書や口座振替）		特別徴収	
60,000円	年税額の2分の1	年税額の2分の1		各月、年税額の6分の1	
		30,000円	10,000円	10,000円	10,000円

平成22年度の徴収方法

町・道民税が確定するまでの4月・6月・8月の年金からは、前年度の2月の税額と同額を仮徴収として納めます。その後、所得が確定し、町・道民税が決定しましたら、本徴収として、10月・12月、翌年の2月の公的年金から特別徴収します。

平成22年度	年税額	4月	6月	8月	10月	12月	2月
		特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
60,000円	前年度の2月と同額	前年度の2月と同額			年税額から仮徴収した額を差し引いた3分の1		
		10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

年金からの特別徴収は、納める回数が増えるのね。



特別徴収は、年金から引き落とされて、年金保険者が、町に直接納めるんだ。



65歳以上の公的年金受給者で町・道民税を納付されている方へ

10月から 町・道民税を年金から引き落としする 特別徴収制度が始まります

公的年金受給者の多くの方は、町・道民税を納付書や口座振替で納める普通徴収により納めていましたが、10月からは、65歳以上の方の公的年金にかかる町・道民税を年金から引き落としする特別徴収制度が始まります。

▶対象になる方

特別徴収される年度の4月1日現在、前年中の年金所得にかかる町・道民税の納税義務のある方で、公的年金の支払いを受けている65歳以上の方。

▶対象にならない方

- ・当該年度分の公的年金給付の年額が18万円未満の方
- ・介護保険料が特別徴収されていない方
- ・当該年度の特別徴収額が公的年金給付の年額を超える方

▶新たな税の負担は生じません

町・道民税の公的年金からの特別徴収は、年金保険者が町に直接納める納税方法に変更するだけで、新たな税の負担は生じません。

町・道民税の所得別による納税方法

区分	納税方法
給与所得にかかる税額	給与から引き落とし、納付書や口座振替
公的年金所得にかかる税額	公的年金から引き落とし
その他の所得にかかる税額	納付書や口座振替、給与から引き落とし

▶公的年金等とその他の所得がある方

【これまで】

所得区分	税額	納税方法
公的年金所得	一緒に計算	給与から引き落とし、納付書や口座振替
給与所得		
公的年金所得	一緒に計算	納付書や口座振替
その他の所得		

【平成21年10月から】

所得区分	税額	納税方法
公的年金所得	個別に計算	公的年金から引き落とし
給与所得		給与から引き落とし、納付書や口座振替
公的年金所得	個別に計算	公的年金から引き落とし
その他の所得		納付書や口座振替

お問い合わせ 総務課税務係 ☎ 52 - 2101